

**公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
(下水道事業)**

**甲 州 市
建設部 下水道課**

平成19年12月

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全下水道事業、特定地域生活排水施設整備事業（下水道事業）		
事業開始年月日	S55.2.16	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	甲州市	職員数* (H19.4.1現在)	9
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本金	440円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	11,394
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.532 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	20.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	88.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年11月1日 合併前市町村：塩山市、勝沼町、大和村] 塩山市および勝沼町で行っていた流域関連公共下水道事業の統合とあわせ、大和村で行っていた特定環境保全公共下水道および特定地域生活排水処理施設について下水道事業の統一を図った。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画（下水道事業）
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	甲州市長 田辺 篤
既存計画との関係	甲州市集中改革プラン・甲州市改革推進プログラム（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	市議会へ平成19年度3月議会にて説明。市広報・HP等を活用し公表する
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準の適正化 ・有収水量の増量確保 ・公共下水道事業整備と維持管理費用の縮減 ・収納率の向上

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	166	154	49	369
	補償金免除額	23	36	8	67
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	30	312	0	342
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	289	166	38	492

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	166,062	153,919	48,773	368,754
合 計 (A)		166,062	153,919	48,773	368,754
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)		0	0	0	0
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		166,062	153,919	48,773	368,754

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	29,842	311,777	0	341,619
合 計 (A)		29,842	311,777	0	341,619
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)		0	0	0	0
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		29,842	311,777	0	341,619

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	276,674	160,007	37,327	474,008
合 計 (A)		276,674	160,007	37,327	474,008
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)		0	0	0	0
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		276,674	160,007	37,327	474,008

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年11月1日に合併し、公共下水道事業、特定環境下水道事業、特定地域生活排水処理施設整備事業を行っている。</p> <p>公共下水道事業については旧塩山市では昭和55年から、旧勝沼町では昭和54年から峡東流域関連公共下水道として建設事業を開始し、平成18年度現在で普及率が42%となっている。今後も平成32年を目標に管渠整備を推進していき、衛生的な環境の構築へ向け事業を行っていくところである。財政面では整備に掛かる多大な費用の対し国庫補助金や地方債を大きな財源としている。維持管理費についても、施設の計画的な修繕・更新を行い無駄のない運営に努めている。</p> <p>特定環境保全下水道事業については、旧大和村で平成6年より整備を開始、平成15年度に完了し平成18年度末現在で1284人の汚水処理を単独下水道処理場にて行っており周辺河川の水質保全と生活環境の衛生化に貢献している。今後は施設の老朽化に備え計画的な修繕・更新に努めていく。</p> <p>特定地域生活排水処理施設整備事業については、旧大和村で平成14年度に事業を開始し、現在、整備基数は50基であり大和地区の整備は完了している。本年度より塩山地区、勝沼地区の下水道計画区域外への事業拡大を予定し年間30,000千円規模で整備を図っていく予定である。</p> <p>3事業とも営業費用に対する料金収入額が少なく、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。このことから一般会計に与える影響が大であるため、繰入額を抑制することを目指した経営を図るよう努力している。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>下水道事業については普及率が44%と県全体の55%を下回っており、それに伴い有収水量も少ない状況となっている。また、浄化槽市町村設置事業については本年度より事業対象地域の整備を予定している。料金の算定基準については下水道事業が使用水量、浄化槽が管理費用から算出されたものである。</p> <p>下水道使用料金単価は平成18年度末時点で1㎡あたり87.9円であり、決算上から見ても収益的収入における料金収入の割合が低い。このため、健全化に向けて低水準値である料金体系を見直し、単価改定を段階的に行う必要がある。また、全国平均値から見ても低水準であることから、平成22年度から3ヵ年毎に料金改定を行い平成28年度に1㎡あたり150円とする使用料金単価を目標とし料金収入による営業収入割合が増幅した内容とし健全な経営に近づける。</p> <p>浄化槽事業については、大和地区の料金体系が下水道使用料に準じているので平成22年度から維持管理経費から算出した人槽別料金へ移行を図る。</p>

	<p>課 題 ② 有収水量の増量確保</p> <p>下水道事業については平成18年度末普及率が44%であり、その内接続利用しているのが80.5%となっている。有収水量が使用料の原資であり接続率向上が使用料増収に反映されることから平成22年度までに接続率85%を目標にし、さらに平成28年度までに接続率95%を目標とする。このことにより有収水量の増加を図り、料金単価改定と併せ使用料収入額を増収させる。</p>
	<p>課 題 ③ 公共下水道事業整備と維持管理費用の縮減</p> <p>下水道整備には多大な費用を要するが、本市の普及はまだ低く今後も整備を推進していく必要がある。平成25年度までの7カ年計画は建設コストの縮減を念頭に置き、投資効果の高い地域を重点的に整備を行うこととしている。</p> <p>施設については、処理場と管渠施設があり、供用区域の拡大、且つ時間的経過により益々維持修繕等の管理経費の増加が予想される。現行では全て民間に委託している状況であり、これは専門業者に頼らずを得ないものとしてを行っている。今後は委託業務内容や費用の見直しを図り、施設の延命、保守に繋がる維持管理内容としてトータルランニングコストが少しでも軽減出来るよう施設の維持管理計画を策定し平成23年度の5カ年で5%の経費縮減を図り効率的な対処に努める。</p>
	<p>課 題 ④ 収納率の向上</p> <p>現在滞納整理については、文書による催告にとどまっているが、収納率の向上を図るため、未収入使用料及び負担金について市税や水道徴収部門と連携を図りながら職員による戸別訪問を行い滞納整理に努める。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
<p>留 意 事 項</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	319	360	423	472	547	553	536	521	527	518	
	(1) 営 業 収 益 (B)	104	113	118	123	128	133	139	148	198	205	
	ア 料 金 収 入	103	112	117	122	127	132	138	147	197	204	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益	215	247	305	349	419	420	397	373	329	313	
	ア 他 会 計 繰 入 金	192	230	296	340	412	418	395	370	327	311	
	イ そ の 他	23	17	9	9	7	2	2	3	2	2	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	527	520	496	529	549	553	536	521	527	518
		(1) 営 業 費 用	160	164	145	186	217	229	239	247	274	272
		ア 職 員 給 与 費	31	30	40	40	44	45	45	45	45	45
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	129	134	105	146	173	184	194	202	229	227
		(2) 営 業 外 費 用	367	356	351	343	332	324	297	274	253	246
ア 支 払 利 息		367	356	351	343	332	324	297	274	253	246	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
イ そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		-208	-160	-73	-57	-2	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	1,442	1,486	1,287	1,024	1,383	1,492	1,718	1,688	1,098	1,100
		(1) 地 方 債	530	548	511	298	604	777	1,015	932	424	424
		(2) 他 会 計 補 助 金	590	671	506	566	526	477	541	595	513	514
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	277	233	232	120	234	189	110	110	110	110	
	(6) 工 事 負 担 金	40	33	29	40	19	49	52	51	51	52	
	(7) そ の 他	5	1	9								
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,426	1,435	1,365	1,008	1,383	1,492	1,718	1,688	1,098	1,100
		(1) 建 設 改 良 費	934	898	788	396	752	756	430	432	437	440
		ウ ち 職 員 給 与 費	57	55	38	28	28	28	28	28	28	28
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	480	537	577	612	631	736	1,288	1,256	661	660
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	16	51	-78	16	0	0	0	0	0	0		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		-192	-109	-151	-41	-2	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)		0	0	0							
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		28	45	111	30	55	53	53	53	53	53
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0	0								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		45	97	30	55	53	53	53	53	53	53
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		8	23	2	40	21					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	37	74	28	15	32	53	53	53	53	53
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		31.7	34.1	39.4	41.4	46.4	42.9	29.4	29.3	44.4	44.0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		104	113	118	123	128	133	139	148	198	205
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高		11,465	11,567	11,489	11,404	11,394	11,435	11,162	10,838	10,601	10,365
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		11,465	11,567	11,489	11,404	11,394	11,435	11,162	10,838	10,601	10,365
うちその他に係るもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		192	230	296	340	412	418	395	370	327	311
うち基準内繰入金		61	62	76	62	227	111	152	142	153	139
うち基準外繰入金		131	168	220	278	185	307	243	228	174	172
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てん的なもの		131	168	220	278	185	307	243	228	174	172
資 本 的 収 支 分		590	671	506	566	526	477	541	595	513	514
うち基準内繰入金		75	160	179	176	119	145	124	112	93	74
うち基準外繰入金		515	511	327	390	407	332	417	483	420	440
うち赤字補てん的なもの		515	511	327	390	407	332	417	483	420	440

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率*	(%)	11.7	12.5	12.8	13.0	13.0	12.1	8.6	9.3	19.3	19.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	31.7	34.1	39.4	41.4	46.4	42.9	29.4	29.3	44.4	44.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	60.2	63.9	70.0	72.0	75.3	75.6	73.7	71.0	62.0	60.0
	うち基準内繰入金	(%)	19.1	17.2	18.0	13.1	41.5	20.1	28.4	27.3	29.0	26.8
	うち基準外繰入金	(%)	41.1	46.7	52.0	58.9	33.8	55.5	45.3	43.8	33.0	33.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	40.9	45.2	39.3	55.3	38.0	32.0	31.5	35.2	46.7	46.7
	うち基準内繰入金	(%)	5.2	10.8	13.9	17.2	8.6	9.7	7.2	6.6	8.5	6.7
	うち基準外繰入金	(%)	35.7	34.4	25.4	38.1	29.4	22.3	24.3	28.6	38.3	40.0
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 × 1 / 給水原価 × 2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現在の料金の算定基準については下水道事業が使用水量、浄化槽が管理費用から算出されたものである。</p> <p>下水道使用料金単価は平成18年度末時点で1㎡あたり87.9円であり、決算上から見ても収益的収入における料金収入の割合が低い。このため、課題①で挙げたとおり平成22年度から3ヵ年毎に料金体系の見直し及び料金改定を行い平成28年度に1㎡あたり150円とする使用料金単価を目標とする。今後は料金収入による営業収入割合を増幅し、一般会計からの繰入金を極力減ずる方向に転じた内容とし健全な経営に近づける。</p> <p>浄化槽事業については、大和地区の料金体系が下水道使用料に準じているので平成22年度から維持管理経費から算出した人槽別料金へ移行を図る。</p> <p>また下水道事業については、料金改定の実施とともに有収水量の増量確保を図ることが必須条件となる。現時点の整備済施設の接続率(使用率)は80%となっているが、更なる接続(使用)を促し、今後の整備普及に於いては「普及・即・使用」を活動指針とするなかで市行政改革プランに基づく接続率95%を目標達成到達地点とし料金収入確保を図る。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>使用料収入の増加に伴い、他会計繰入金は減少傾向に推移、一方、他会計補助金については地方債償還のピークが平成21年度であることから償還金と同様にピークを向かえ、以降はさらに減少していく見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③普通会計に準じた人件費の削減を行う。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	「課題③」 当市の職員数については、「甲州市集中改革プラン」において平成17年度の職員数427人(純減△11.9%)とすることとしており、平成19年4月現在の職員数は416人であり純減△11人(△2.6%)、進捗率21.6%である。 今後も最終年度目標値の達成を目指し、なお一層職員数の縮減に努めていくこととしている。 なお、プラン終了後の平成22年度以降についても、なお一層の職員数の縮減に努めることとしている。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の制度に準拠した見直しを行った。 給与の水準についても、本市のラスパイレス指数は93.2であり、県内13市中12番目、町村を含めた28市町村中でも17番目と低水準となっている。今後も、引き続き抑制等に取り組み積極的な適正化を図っていく。 また、現在管理職手当の削減措置を行っているが、これについても引き続き実施していく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	「平成19年地方公務員給与実態調査」によると本市の技能労務職員は、平均年齢50.3歳、平均給料月額225千円、平均給与月額240千円となっており、全国平均に比べ低い水準となっている。今後も適正化に努めていく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年11月1日の市町村合併時において、退職時特別昇給制度の廃止を行った。
◇ 福利厚生事業のあり方	当市は山梨県市町村職員共済組合に加盟しており、なお職員福利厚生事業については、合併前は3市町村の合計で年間12,600千円の公費投入がされていたが、平成17年11月1日の合併時に市からの補助制度を廃止しており、現在は、市から業務委託されている職員総合健診事業について約6,000千円を委託金として支出しているのみであり、事業運営は職員から組合費により行っている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	課題③徹底した事務事業及び民間委託業務の見直しを行い、営業費用の抑制を図る。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③ 平成25年度までの7カ年計画に基づき、投資効果の高い地域を重点的に整備を行う。 施設については、処理場と管渠施設の維持管理委託業務の内容や費用の見直しを図り、施設の延命、保守に重点を置いたランニングコストが軽減出来る施設の維持管理計画を策定し対処に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題① 公共下水道、特定環境保全下水道ともに、維持管理費用に見合った料金へ向け段階的に料金の引き上げを行う。また、特定排水処理施設設置事業については、本年度の事業拡大とともに新規拡大地域については実際の維持管理費用から算出された料金体系を採用。平成22年度には全地区の料金体系を新体系へ統一し、当該時点において浄化槽事業全体の維持管理費に見合った料金設定への見直しを行う。
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 平成22年度から3か年毎に料金体系の見直し及び料金改定を行い平成28年度に1㎡あたり150円とする使用料金単価を目標とする。今後は料金収入による営業収入割合を増幅し、一般会計からの繰入金を極力減ずる方向に転じた内容とし健全な経営に近づける。浄化槽事業については、大和地区の料金体系が下水道使用料に準じているので平成22年度から維持管理経費から算出した人槽別料金へ移行を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	市広報やHP等で財務状況の公表を行っている。今後は行政評価システムの導入を検討する。
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開	「甲州市の財務状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、広報等により財政状況の公表を行っている。また、予算・決算の概要などは市議会の議決または認定後速やかに市HPに掲載することにより、経営情報の開示に努めている。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入	
5 その他	課題② 下水道事業については、料金改定の実施とともに有収水量の増量確保を図ることが必須条件となる。現時点の整備済施設の接続率（使用率）は80%ととなっているが、更なる接続（使用）を促し、今後の整備普及に於いては「普及・即・使用」を活動指針とするなかで市行政改革プランに基づく接続率95%を目標達成到達地点とし料金収入確保を図る。 課題④ 未収入使用料及び負担金の滞納整理について、年間計画を立て効率的な徴収を実施する。市税や水道徴収部門と連携を図りながら職員による戸別訪問を行い滞納整理に努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数の純減や人件費の削減に向け施策「IV. 1」による普通会計と同等の削減を行っていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	繰入金金の減少に向け、支出に関しては、施策「IV. 2」において、投資効果の高い地域を重点的に整備及び維持管理委託業務の内容や費用の見直しを行うことによる経費削減により繰入金金の抑制を図る。 収入に関しては施策「IV. 3」において、料金水準の引き上げ及び接続推進により料金収入を増加させ繰入金金の縮減を行う。 施策「IV. 5」において、更なる接続（使用）を促し、今後の整備普及に於いては「普及・即・使用」を活動指針とするなかで市行政改革プランに基づく接続率95%を目標とし料金収入確保を図る。 未収入使用料及び負担金の滞納整理については、年間計画による効率的な徴収を実施することにより収入を増加させ、安定した収入確保に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	13,959	14,867	15,319	15,897	16,493		17,051	17,680	18,220	18,510	18,800		
	A 増減		908	452	578	596	2,534	558	629	540	290	290	2,307	
	水洗便所設置済人口(人)	9,750	11,170	12,004	12,690	13,257		14,051	14,680	15,420	15,810	16,300		
	B 増減		1,420	834	686	567	3,507	794	629	740	390	490	3,043	
	水洗化率(%)	70	75	78	80	80		82	83	85	85	87		
	C 増減		5	3	1	1	11	2	1	2	1	1	6	
	有収水量(㎡)	1,162,182	1,258,589	1,315,067	1,354,927	1,452,648		1,512,200	1,572,800	1,654,000	1,698,400	1,752,600		
	D 増減		96,407	56,478	39,860	97,721	290,466	59,552	60,600	81,200	44,400	54,200	299,952	
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	89	89	89	90	88		88	88	89	89	116	117	
	E 増減		0	0	1	-2	-1	0	0	1	27	1	29	
	③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)							0				34	34	34
	F 増減													
④ 収納率(%)		98	98	95	98		98	98	99	99	99			
G 増減				-3	3		98	0	0	0	0	0	1	
H 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	8,646	20,573	30,487	12,271	14,191		14,778	15,444	16,444	22,000	22,778		
	増減		11,927	9,914	-18,216	1,920	5,545	587	666	1,000	5,556	778	8,587	
	職員数(人)	12	12	10	10	9		9	9	9	9	9		
	増減		0	-2	0	-1	-3	0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	1,007,278	1,056,466	1,073,373	1,141,590	1,179,737		1,289,056	1,823,737	1,776,779	1,187,624	1,177,751		
	I 増減		49,188	16,907	68,217	38,147	172,459	109,319	534,681	-46,958	-589,155	-9,873	-1,986	
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	72	71	70	72	72		76	103	98	64	63		
	J 増減		-1	-1	2	0	-1	4	28	-6	-33	-2	-9	
	汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	758	714	695	690	676		727	1,025	960	600	593		
	K 増減		-44	-19	-5	-14	-82	51	298	-65	-360	-7	-83	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	123	117	97	115	117		120	120	117	129	122		
	L 増減		-6	-20	18	2	-6	2	0	-2	12	-7	5	
M 増減														
⑦ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	117	125	128	130	130		121	86	93	193	197			
増減		7	3	2	0		-9	-35	7	101	4			
⑧ 累積欠損金比率(%)														
増減														
⑨ 企業債現在高(百万円)	11,465	11,567	11,489	11,404	11,394		11,435	11,162	10,838	10,601	10,365			
増減		102	-78	-85	-10		41	-273	-324	-237	-236			
収入の確保	使用料収入	103	112	117	122	127		132	138	147	197	204		
	改善額			5	5	5	15	5	11	20	70	77	183	
	①有収水量の増加			5	5	5	15	5	10	19	24	31	89	
	②使用料の適正化						0				45	45	90	
	③収納率の向上						0	0	1	1	1	1	4	
④その他														
経営の効率化	管理運営費	1,007	1,057	1,073	1,141	1,180		1,289	1,824	1,777	1,188	1,178		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	88	85	78	68	72		73	73	73	73	73		
	改善額			7	7	7	7	0	1	2	3	4	10	
	⑤職員給与費の適正化			7			7						0	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (施設管理・汚泥処理業務委託料の削減)						0	0	1	2	3	4	10	
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	⑥その他													
改善額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画前5年間改善額 合計							22	改善額 合計					193	

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

○ 使用料適正化の考え方

平成22年度から3年ごとに料金の見直しを実施することにより、総務省の提示する1㎡あたり150円の水準に達するよう改定を段階的に行っていく。以降も、維持管理費用を算定の基礎とし料金を見直しを行う。

○ 民間委託の取組状況

業務委託内容・方法の見直しを行い、施設の延命、保守に重点を置いたランニングコストが軽減出来る施設の維持管理計画を策定し対処に努める。

○ その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額

67